

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>（服務の本旨）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づき命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）</p> <p>第二十六條（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働</p>	<p>（服務の本旨）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づき命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）</p> <p>第二十六條（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働</p>	<p>（服務の本旨）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づき命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程）</p> <p>第二十六條（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分</p>

大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 1 子ども・子育て支援法第七十一条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二〇五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 1 子ども・子育て支援法第七十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二〇五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 1 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二〇五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

## 附則

## (児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の

## 附則

## (児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の

## 附則

## (児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める

前日の属する月の翌月から始める。

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十八条の規定による改正前の児童手当法(以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。)(第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十一條第八項に規定する事務を行うこと。

一 平成二十二年度等における子ども手当の

前日の属する月の翌月から始める。

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

一 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第四十一條及び第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十條の規定による改正前の児童手当法(以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。)(第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一條及び第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

一 平成二十二年度等における子ども手当の

(業務の特例)

第十八条 (略)

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする

一 平成二十二年度等における子ども手当の

支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十條第一項、第二項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條第一項、第二

支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條第一項、第三

支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児童手当法」という。）第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規

項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三十七條及び第三十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」という。）、平成二十二年度等における

項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十二条第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十一條及び第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）以下「整備法改正前児童手当法」という。）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度法律第十九号、以下「平成二十二

定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度法律第十九号、以下「平成二十二年度子ども手当法」という。）、第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）、若しくは平成二十三年度における子

る子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下「平成二十四年法律第二十四号」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年

年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条及び第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十

ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童

度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」とあるのは、第二十七條第一項中「第二十七條」とあるのは、第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項と、第四十八條第一項中「又は船員保険法」とあるのは、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七條及び第三十八條の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども

十四年改正前児童手当法若しくは平成二十二年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」とあるのは、第二十七條第一項中「第二十七條」とあるのは、第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項と、第四十八條第一項中「又は船員保険法」とあるのは、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一條及び第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正するものとしてされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九條第四号中「第二十

手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第五十九條第四号中「第二十七條」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、附則第十二條第一項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條及び附則第十八條第一項」とする。



手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4  
(略)

七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4  
(略)

4  
(略)

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する縦保連携施設）子ども園をいう。以下同じ。</p> <p>（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（共済事業の種類）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合子ども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（共済事業の種類）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（共済事業の種類）</p>

<p>二・一 (略)</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・一 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年に規定する認定こども園をいう。)であつて児童福祉法第五十一条第一項に規定する施設のうち同法第二十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。))の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・一 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第一項に規定する届出保育施設(以下「隣接保育所等」という。))の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・一 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七條第一項の指定を受けた同法第七条第一項に規定する届出保育施設(以下「隣接保育所等」という。))の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・一 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年に規定する認定こども園をいう。))であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。))の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・一 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年に規定する認定こども園をいう。))であつて児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。))の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p>	<p>第四条 前条の規定によりPTA又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・一 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うPTA又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p> <p>第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年に規定する認定こども園をいう。))であつて児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。))の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業</p>

○ P T A ・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

<p>修正後の整備法</p>	<p>政府案</p>
<p>(削除)</p>	<p>(P T A ・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六十六條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の P T A ・青少年教育団体共済法第四條第四項の規定に基づき第一條の規定による廃止前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七條第一項に規定する認定こども園であった旧児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち旧児童福祉法第二十九條第一項に規定する業務を目的とするものに係る共済事業として行われていた事業については、当分の間、前条の規定による改正後の P T A ・青少年教育団体共済法第四條第四項の規定に基づく共済事業とみなす。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第一条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）</u>の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）<u>第二条第一項に規定する総合こども園をいう。）</u>の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十二年法律第七十九号）

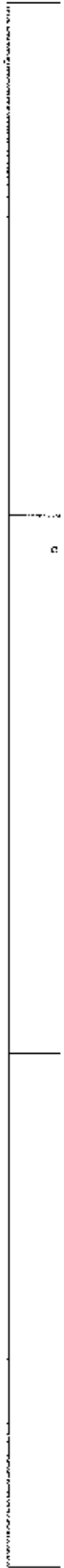
（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正

改正案

現行

<p>（保育所等）に通う障害者に対する虐待の防止等</p>	<p>（総合子ども園等）に通う障害者に対する虐待の防止等</p>	<p>（保育所等）に通う障害者に対する虐待の防止等</p>
<p>第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二條第六項に規定する認定子ども園</u>をいう。以下同じ。）の長は、<u>保育所等の職員</u>その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待に關する相談に係る体制の整備、<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第三十条 総合子ども園等（総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）<u>第一條第一項に規定する総合子ども園</u>又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第三十九條第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務若しくは同法第三十九條の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とするもの</u>（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の長は、<u>総合子ども園等の職員</u>その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、<u>総合子ども園等</u>に通う障害者に対する虐待に關する相談に係る体制の整備、<u>総合子ども園等</u>に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該<u>総合子ども園等</u>に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第七條第一項に規定する認定子ども園</u>をいう。以下同じ。）の長は、<u>保育所等の職員</u>その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待に關する相談に係る体制の整備、<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>



修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第二項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第二項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年年度又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童手当法第二十一条第三項中「当該前</p>	<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第二項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・二を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第二項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年年度又は子ども・子育て支援法及び総合子ども国法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平</p>	<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第二項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第二項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前</p>



する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備備法による影響部分）

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 市 児童福祉法による障害児通所給付費 町村、特例障害児通所給付費、高額障害 児通所給付費、肢体不自由児通所医 療費、障害児相談支援給付費若しくは は特例障害児相談支援給付費の支給 、障害福祉サービスの提供、保育所 における保育の実施若しくは措置又 は費用の徴収に関する事務であつて 主務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 市 児童福祉法による障害児通所給付費 町村、特例障害児通所給付費、高額障害 児通所給付費、肢体不自由児通所医 療費、障害児相談支援給付費若しくは は特例障害児相談支援給付費の支給 、障害福祉サービスの提供、保育の 措置又は費用の徴収に関する事務で あつて主務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 市 児童福祉法による障害児通所給付費、 町村 特例障害児通所給付費、高額障害児通 所給付費、肢体不自由児通所医療費、 障害児相談支援給付費若しくは特例障 害児相談支援給付費の支給、障害福祉 サービスの提供、保育所における保育 の実施又は費用の徴収に関する事務で あつて主務省令で定めるもの</p>
<p>九十四 （略）</p> <p>九〇九 十三</p> <p>子ども・子育て支援法（平成二十四</p>	<p>九十四 （略）</p> <p>九〇九 十三</p> <p>子ども・子育て支援法（平成二十四</p>	<p>（新規）</p> <p>九〇九 十三</p>

市町 村長	年法律第 号) による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	--

別表第二 (第十七条、第十九条関係)

情報照 会者	事務 者	情報提供 者	特定個人情報
十二 市町 村長	児童福祉 法による 保育所に おける保 育の実施 又は措置 に関する 事務であ つて主務 省令で定	都道府県 知事等	児童扶養手当 法による児童 扶養手当の支 給に関する情 報(以下「児 童扶養手当関 係情報」とい う。)であつ て主務省令で 定めるもの

市町 村長	年法律第 号) による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----------	--

別表第二 (第十七条、第十九条関係)

情報照 会者	事務 者	情報提供 者	特定個人情報
十二 市町 村長	児童福祉 法による 保育の措 置に関する 事務であ つて主務 省令で定 めるもの	都道府県 知事等	児童扶養手当 法による児童 扶養手当の支 給に関する情 報(以下「児 童扶養手当関 係情報」とい う。)であつ て主務省令で 定めるもの

--	--

別表第二 (第十七条、第十九条関係)

情報照 会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十二 市町 村長	児童福祉 法による 保育所に おける保 育の実施 に関する 事務であ つて主務 省令で定 めるもの	都道府県知 事等	児童扶養手当 法による児童 扶養手当の支 給に関する情 報(以下「児 童扶養手当関 係情報」とい う。)であつ て主務省令で 定めるもの

めるもの	十三 百十六 略	百十七 市 町村 長 子ども・子育て支 援法によ る子ども のための 教育・保 育給付の 支給又は 地域子ど も・子育 て支援事 業の実施 に関する 事務であ って主務 省令で定 めるもの
	都道府県 知事	市町村長
	児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置（同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。 ）に関する情 報又は障害者 関係情報であ って主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関する 情報、地方 税関係情報、 住民票関係情
めるもの	十三 百十六 略	百十七 市 町村 長 子ども・子育て支 援法によ る子ども のための 教育・保 育給付の 支給又は 地域子ど も・子育 て支援事 業の実施 に関する 事務であ って主務 省令で定 めるもの
	都道府県 知事	市町村長
	児童福祉法に よる障害児入 所支援若しく は措置（同法 第二十七条第 一項第三号の 措置をいう。 ）に関する情 報又は障害者 関係情報であ って主務省令 で定めるもの	児童福祉法に よる障害児通 所支援に関する 情報、地方 税関係情報、 住民票関係情
	(新規)	
	十三 百十六 略	

厚生労働 知事	都道府県 知事等	報又は障害者 の日常生活及 び社会生活を 総合的に支援 するための法 律による自立 支援給付の支 給に關する情 報であつて主 務省令で定め るもの	都道府県 生活保護關係 情報、児童扶 養手当關係情 報又は中国殘 留邦人等支援 給付關係情報 であつて主務 省令で定める もの	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	特別児童扶養 手当關係情報 であつて主務 省令で定める もの	国民年金法に もの
------------	-------------	---	--	----------------------------	--	--------------

厚生労働 知事	都道府県 知事等	報又は障害者 の日常生活及 び社会生活を 総合的に支援 するための法 律による自立 支援給付の支 給に關する情 報であつて主 務省令で定め るもの	都道府県 生活保護關係 情報、児童扶 養手当關係情 報又は中国殘 留邦人等支援 給付關係情報 であつて主務 省令で定める もの	厚生労働 大臣又は 都道府県 知事	特別児童扶養 手当關係情報 であつて主務 省令で定める もの	国民年金法に もの
------------	-------------	---	--	----------------------------	--	--------------

	大臣又は 日本年金 機構	よる障害基礎 年金の支給に 関する情報で あつて主務省 令で定めるも の		
	大臣又は 日本年金 機構	よる障害基礎 年金の支給に 関する情報で あつて主務省 令で定めるも の		

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後の整備法	政府案
<p>（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十九条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。</p> <p>第四十九条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。</p>	<p>（子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）</p> <p>第二十九条 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。</p> <p>第五十三条の見出しを「（行政法人日本スポーツ振興センター法の改正）」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号） ※平成二十五年四月施行

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法に伴う改正		改 正 案		現 行											
<p>第二款 審議会等 (設置) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>第二款 審議会等 (設置) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>第二款 審議会等 (設置) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>第二款 審議会等 (設置) 第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>食品安全委員会</p> <p>子ども・子育て会議</p> <p>(平成二十四年法律第 号)</p>	<p>食品安全委員会</p> <p>子ども・子育て支援法</p> <p>(平成二十四年法律第 号)</p>	<p>食品安全委員会</p> <p>子ども・子育て会議</p> <p>(新設)</p>	<p>食品安全委員会</p> <p>食品安全基本法</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>独立行政法人評価委員会</p> <p>平成十一年法律第百三</p>	<p>独立行政法人通則法（ 平成十一年法律第百三</p>	<p>独立行政法人評価委員会</p> <p>平成十一年法律第百三</p>	<p>独立行政法人通則法（ 平成十一年法律第百三</p>